

大阪府入札監視委員会（第2部会）平成23年度第2回定例会議 議事概要

- 1 開催日時 平成23年10月28日（金）午後1時30分から午後4時30分
- 2 場 所 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） 5階特別会議室
- 3 出席委員 5名
4. 審議対象期間 平成23年4月1日から平成23年7月31日まで
- 5 会議の概要 審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数1172件の中から次の13件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

（抽出事案一覧）

入札方式		案 件 名	契約金額(円)
建設工事	一般競争	大阪府営守口寺方高層住宅（建て替え）新築工事	384,300,000
	一般競争	大阪府営枚方東牧野第5期住宅（建て替え）道路整備工事（第1工区）	145,005,000
	一般競争	大阪府立東百舌鳥高等学校普通教室棟大規模改修工事	116,130,000
	一般競争	大阪府立布施高等学校管理・特別教室棟他3棟耐震改修その他工事	208,740,000
	一般競争	道路標識設置等工事（第13回）	10,474,800
	一般競争	旅行時間計測装置整備工事（第1回）	38,325,000
	随意契約	大阪府咲洲庁舎長周期地震動対策昇降機設備工事	44,625,000
測量・建コン	一般競争	大阪府営東大阪中鴻池第4期高層住宅（建て替え）外1件新築設備工事監理業務	11,865,000
	随意契約	大阪府警察待機宿舎整備手法検討業務	11,550,000
委託役務	一般競争	大阪府庁舎（本館、別館及び大阪府公館）で使用する電気調達業務（単価契約）	114,513,196
	一般競争	大阪府堺警察署他違法駐車車両レッカー移動業務（単価契約）	6,778,432
	随意契約	大阪府立門真スポーツセンターの管理業務	1,122,536,000
物品	一般競争	LLシステム（語学演習装置）	26,607,000

6. 審議の結果： 抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

7. 委員からの質問とそれに対する回答： 別紙のとおり

(別紙)

質 問	回 答
<p>【大阪府営守口寺方高層住宅（建て替え）新築工事】</p> <p>○申込者が15者に対し、辞退者が7者と多いのはなぜか。</p> <p>○まず申込みをし、具体的な設計図書を見て、それから辞退するという過程は、やむを得ないということなのか。</p> <p>○別件の方への応札以外の辞退は、設計図書を見て判断したとの理由が一番多いのか。</p>	<p>○入札要件に参加制限を設けており、同時公告の複数の案件に入札書を同時に提出できないと規定している。辞退者7者のうち3者が、別件の府営住宅の新築工事の方に入札した。なぜ最初に申し込んだのかは、申し込まないと具体的な設計図書が見られないので、3者は設計図書を見た上で別件の方に応札し、残り4者も設計図書を見た上で辞退したと考えられる。別件がなく、これ1つだけの発注だったら、応札者が増えていたかもしれない。</p> <p>○設計図書は膨大なものになっているので、ある程度参加意思をもった人に見てもらおうようになっている。</p> <p>○具体的に図面や現場の状況等を見て、やりにくいとか、利益が少ないのでは等の判断での辞退ではないかと考えられる。</p>
<p>【大阪府営枚方東牧野第5期住宅（建て替え）道路整備工事（第1工区）】</p> <p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>【大阪府立東百舌鳥高等学校普通教室棟大規模改修工事】</p> <p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>【大阪府立布施高等学校管理・特別教室棟他3棟耐震改修その他工事】</p> <p>○本件は、予定価格が事前公表、最低制限価格が事後公表だが、過去の同様の入札結果から、予定価格に対する最低制限価格の割合を予測して応札してきたと思うが、この結果を見るとどうも予測し切れずに、最低制限価格より低い価格で応札した者が多いようだが。</p>	<p>○予定価格に対する応札金額の割合が、一番低い応札者で84.27%、落札者で84.99%と、ほとんど変わらない状況であり、結局85%くらいで検討をつけた者がこの近辺の範囲に入ってきたと推測される。予定価格が事前公表で、最低制限価格が事後公表の案件は、同じ傾向を示しているので、予定価格も事後公表にしないと、この傾向は変わらないと考えられる。</p>

<p>○10者が最低制限価格と同じ金額で入札しているが、見積りの簡易ソフトが市販されていて、小さな業者でも簡易に算定できるようになっており、かなりの業者が最低制限価格を予測して当ててくる。府が意識的に、それらの予測から最低制限価格をはずすことはあるのか。</p> <p>○その方法は、本来の入札制度から、どういう意味を持つのか。単に予測されないようになるのか。</p> <p>○入札金額は、本来は図面等で算出するものだが、予定価格が事前公表で、最低制限価格が事後公表の今は、結果的には、最低制限価格に当たれば運がよいということか。</p>	<p>○最低制限価格の設定にあたっては、直接工事費、共通仮設費等の項目に一定の率をかけて積算していくが、さらに契約局の担当者にもその最終の価格が分からないように、ランダムに係数をかけて設定をする。それにより、業者も予測しにくくなっている。</p> <p>○本件は予定価格が事前公表なので、こういう結果になっているが、予定価格については、来年の10月から建築工事一式の事後公表を拡大していくので、業者は図面から積算していくことになり、適正な入札金額が確保されると考えている。以前は、予定価格は事後公表であったが、透明性を確保するために事前公表にしてきた経緯だが、過当な競争が進んできたので、事後公表にしていっているが、不当な関与がないように、誰もが最低制限価格等を知りえないように、ランダムに係数をかけて処理している。</p> <p>○現在は、予定価格が事前公表なので予測されるわけだが、これを事後公表にすることによって、予測のための指標というものはなくなる。</p>
<p>【道路標識設置等工事（第13回）】</p> <p>○応札金額は、似たような数字が並んでいるが、この工種の登録業者でなくても、施工できて、もっと安くできるのではないか。</p> <p>○本件と同時公告を行った5件の標識設置等工事の発注は、その中では、落札できる工事は1件のみとする、いわゆる「取り抜け」を要件に設定しているが、業者はいずれの工事も14者が申込みをしている。登録業者が20者程度ある中で、この5件だけ見れば、競争の環境は担保されていると見えるが、実際は公告日の異なる同様の案件で別々の落札業者となっており、15回全体で見ると、発注の数と落札業者の数がほぼイコールの状態、結局、全業者に行き</p>	<p>○本工事は、工事個所が点在していて、高い柱や、いろいろな工種等があり、また、設置した時点で交通規制が即始まるので、例えば一方通行の標識を逆向きにつけたとかの誤りがあるてはならないため、過去10年以内に施工が完了した公安委員会が設置する道路標識の設置等工事の元請実績をつけている。誰でも入札に参加できる設定は、今のところ考えていない。</p> <p>○参加業者数は、平成13年度は7者だったが、拡大していき、現在では14者にまでなった。登録業者の中には休業中も3者ほどあるが、去年も新しく2者入ってきた。業者から入札参加に関する問い合わせはあるのだが、それでは説明しますから、会社の書類とか持ってきてくださいと言うと、出てこないという業者もたくさんいる。既に今年度は数者から、去年度も数者から問い合わせがあったので、今後ともこういった業者に積極的に働きかけて、参加業者が1</p>

<p>わたるような分割発注になっているのはいか。</p>	<p>4者でよいとは思っていないので、拡大に向けて努力していきたい。</p>
<p>【旅行時間計測装置整備工事（第1回）】</p> <p>○この装置を製造している業者は何者くらいあるのか。</p> <p>○特殊な機械なので、最初の製造業者でなければ、後の保守点検はできないのではないか。</p> <p>○警察庁からの統一の規格はあるのか。</p> <p>○この装置を製造する業者が増えるのは将来的に望めないのか。</p> <p>○予定価格はどのように決めたのか。</p> <p>○本件は、1者入札になることが想定されたのか。</p>	<p>○現在全国で、2者しかないと聞いている。</p> <p>○大阪府内で120数機設置し、製造は4者が行っている。保守点検もその4者が行っており、ほかの業者では代用できない。</p> <p>○基本的な設計は警察庁の仕様であるが、これに各業者のノウハウでそれぞれ独自の装置をつけるため、ほかの業者に保守点検ができないということになる。</p> <p>○この装置は、大都市の大阪でも、120数機あるうち、今年度でも4機しか更新が認められていない。全国的にもマーケットが小さいため、高い落札率につながっていると考えている。</p> <p>○本件の落札業者と、本件には参加していない製造業者の2者から見積もりをもらい、これを参考に予定価格を決定した。</p> <p>○想定はしたが、製造業者がほかにもあるということで入札を行った。今後に向けては、参加意思確認をしたうえで、そこしかなければ随意契約の交渉を行うという、参加意思確認型で行うことも含め、検討していきたい。</p>
<p>【大阪府咲洲庁舎長周期地震動対策昇降機設備工事】</p> <p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>【大阪府営東大阪中鴻池第4期高層住宅（建て替え）外1件新築設備工事監理業務】</p> <p>○本件は、総合評価により落札者を決定する方式であるが、1回目の入札が不調で、再入札では辞退等により1者のみの応札なので、結果的には、総合評価で応札者を比較することにはならなかったということか。</p>	<p>○結果的にはそうだった。</p>

<p>○落札率が予定価格の99.91%で、予定価格よりも1万円だけ低い数字での落札だが、1回目の応札は、予定価格よりも応札金額の方が高く不調だったことが分かっている中で、再入札もほぼ同じ金額で応札してきている。落札したいのなら、もう少し低い金額で応札してきたと思うが。</p> <p>○1回目の入札で辞退者等がいたことなどは、参加者にはどこまで分かるのか。</p> <p>○建築工事が少なくなっている時に、なぜこんなに応札者が少ないのか。</p> <p>○6か月以上という要件は、どんな必要があっつけたのか。</p> <p>○現在は、6か月以上という要件は撤廃しているのか。</p>	<p>○予定価格は、国の基準で積算しており、事後公表であるが、監理業務に求めるのは監理の行為であり、監理時間は何時間配置しなさいというのを明確に示し、資格要件も示しているのだから、ここから単価を出し、公表されている国の単価基準×時間で予定価格を推測できるようになっている。設計と違い、監理業務は時間で縛られ、あくまで人なので、設計よりも全体的に落札率が高い傾向にある。</p> <p>○入札システムの画面からは、応札者や予定価格は分からない。辞退等により1者のみの応札であったことも分からない。</p> <p>○後にヒアリングしたところでは、今回の入札参加資格で、工事監理期間が6か月以上の実績要件をつけたのだが、設備工事で6か月間の監理はかなり大きな工事なので、その要件設定が高かったのかと思う。これ以降の工事でそれを弱めたら、応札者が増えた状況である。</p> <p>○一定の技術力、処理能力を持った者を選ぶスタンスである。工期が12か月を超えるものなので、最低6か月にしたが、そこが高かったと反省している。</p> <p>○現在は、建物種別とかの要件設定はあるが、期間の要件は撤廃している。</p>
<p>【大阪府警察待機宿舎整備手法検討業務】</p> <p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>【大阪府庁舎（本館、別館及び大阪府公館）で使用する電気調達業務(単価契約)】</p> <p>○応札者は2者で、予定価格と、落札しなかった方の業者の応札金額とが同額だが、その予定価格の算定方法は。</p>	<p>○特別高圧の電力料金で、その業者の経済産業省への届出料金表で予定価格を算定している。そのため、その業者は届出料金どおりで応札したと推察される。</p>
<p>【大阪府堺警察署他違法駐車車両レッカー移動業務(単価契約)】</p> <p>_____</p>	<p>_____</p>

<p>【大阪府立門真スポーツセンターの管理業務】</p>	
<p>【LL システム（語学演習装置）】</p> <p>○本件は、ハードウェアのみ購入か。また、仕様書に記載されている参考機種は、現在、府立高校で導入しているLLシステムに連動する機種ということか。</p> <p>○落札率が98.62%で高いが、これは、物品購入の場合は、もともと予定価格が見積もった時から低く設定されていて、結果的に落札率が高くなる傾向があるのだろうが、本件では、落札しなかった2つの業者は、予定価格を超えるもっと高い金額で応札している。参考機種を示しているのに、これだけ高い金額で応札しているというのは、どう解釈するか。参考機種は予定価格を積算する時に参考にした機種だと思うが、それでも予定価格より高い金額で応札してくるのはなぜかと思うが。</p> <p>○仕様書に、どの機種をどの高校にとか、参考機種はこれとか示しているの、普通は予定価格に近いところで応札してくるのではないか。</p> <p>○参考機種が示されているのに高い機種で応札するというのは、想定されるのか。</p> <p>○見積りは、この参考機種で取ったのではないのか。</p> <p>○見積りで、落札者よりも、応札した他の1者の方が高く、入札でも同じような金額で応札してきたのか。</p>	<p>○機器の中にメモリーとかの機能が入っているので、ハードウェアのみの購入である。参考機種は、機種のイメージをしやすいように載せているが、仕様書記載の機能を満たしていれば、この機種でなくてもよく、あくまで参考である。</p> <p>○予定価格は、仕様を満たすLLシステムの販売店2者から見積りを取り、加えて過去の実績で決めた。予定価格は事後公表であり、応札時には分からないので、それぞれの会社で設定している金額と思う。</p> <p>○参考機種はあくまで参考機種であり、これらの機種がワンセットでこれらでない駄目だということはなく、あくまでもそれぞれの参考機種として示しているの、例えば、その中のヘッドセットを替えるとか、VHS/DVDデッキを替えるとか、生徒卓を替えるとか、各会社が判断して応札金額を積算したものと考えている。</p> <p>○それぞれの参考機種は、定価は設定されておらず、オープン価格なので、それぞれの会社が、どれくらいの価格で買い付けられるかで、それぞれオープン価格で合計して積算したものと思う。</p> <p>○落札者と、応札した他の1者の2者から取った。</p> <p>○そうである。</p>

○7者のうち4者が、入札書不着も含め辞退しているのはどう思うか。

○生徒や各学校がこういう機能を求めているということで仕様書を作ったので、その仕様にあった機器を取り扱える会社が3者出てきたと考えている。辞退した4者がどういう機器を扱っているのかはあるが、それらの会社が仕様を満たす形で機器の改良を行えば、同じように入札に参加してもらえるものと考えている。